

新	旧
<p>目次</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 機械による危険の防止</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p><u>第三節 木材加工用機械</u>（<u>第二百二十二条</u> <u>第三百十条</u>）</p> <p><u>第三節の二 食品加工用機械</u>（<u>第三百十条の二</u> <u>第三百十条の九</u>）</p> <p>第四節（第九節） (略)</p> <p>第二章 建設機械等 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>(掃除等の場合の運転停止等)</p> <p><u>第一百七条</u> 事業者は、<u>機械</u>（<u>刃部を除く。</u>）の<u>掃除</u>、<u>給油</u>、<u>検査</u>、<u>修理</u>又は<u>調整</u>の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、<u>機械の運転を停止しなければならぬ</u>。ただし、<u>機械の運転中に作業を行わなければならない場合</u>において、<u>危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは</u>、この限りでない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、<u>当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板</u></p>	<p>目次</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 機械による危険の防止</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p><u>第三節 木材加工用機械</u>（<u>第二百二十二条</u> <u>第三百十条</u>）                      （新設）</p> <p>第四節（第九節） (略)</p> <p>第二章 建設機械等 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>(そうじ等の場合の運転停止等)</p> <p><u>第一百七条</u> 事業者は、<u>機械</u>（<u>刃部を除く。</u>）の<u>そうじ</u>、<u>給油</u>、<u>検査</u>又は<u>修理</u>の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、<u>機械の運転を停止しなければならない</u>。ただし、<u>機械の運転中に作業を行わなければならない場合</u>において、<u>危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは</u>、この限りでない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、<u>当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板</u></p>

を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならぬ。

第三節 (略)

第三節の二 食品加工用機械

(切断機等の覆い等)

第三十条の二 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

第三十条の三 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

第三十条の四 事業者は、第三十条の二の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならぬ。

第三節 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（粉砕機等への転落等における危険の防止）

第百三十条の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全带（令第十三条第三項第二十八号の安全带をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2| 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3| 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全带その他の命綱（以下「安全带等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の六 事業者は、前条第一項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2| 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等から内容物を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の七 事業者は、第百三十条の五第一項の機械（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に

（新設）

（新設）

（新設）

用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ローラー機の覆い等)

第三百十條の八 事業者は、食品加工用ローラー機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)

第三百十條の九 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

#### 第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第四百十二條 事業者は、粉碎機又は混合機(第三百十條の五第一項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(新設)

(新設)

#### 第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第四百十二條 事業者は、粉碎機及び混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが九十センチメートル以上のさく等を設けなければならない。ただし、ふた、囲い、さく等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)の使用を命じられたときは

、これを使用しなければならない。

(内容物を取り出す場合の運転停止)

第百四十三条 事業者は、粉碎機又は混合機(第百三十一条の五第一項の機械及び内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2 (略)

(射出成形機等による危険の防止)

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳造成形機、型打ち機等(本章第四節に規定する機械を除く。)に労働者が身体の一部をはさまれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2 (略)

(内容物を取り出す場合の運転停止)

第百四十三条 事業者は、粉碎機又は混合機(第百三十一条の五第一項の機械及び内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2 (略)

(射出成形機等による危険の防止)

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳造成形機、型打ち機等(第百三十一条の九及び本章第四節の機械を除く。)に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2 (略)